肥 料 の 分 類

肥 料

特殊肥料（届出）

「米ぬか」「魚かす」等農業者が経験と五感によってある程度判断できる肥料や、「堆肥」のように肥料の価値が必ずしも含有成分のみに依存しない肥料。

（具体的には、「特殊肥料等を指定する件」（昭和 25 年6月 20 日農林省告示第 177 号）で 46 種類を指定）

混合特殊肥料（届出）

届出された特殊肥料同士を配合した肥料。

普通肥料（登録）

特殊肥料以外の肥料。窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料、微量要素複合肥料、汚泥肥料が存在する（13 区分　138 種類）。

品質を確保するため公定規格が定められ、その規格に基づいて登録を受けなければならない。

指定混合肥料（届出）

次のうち化学的変化による品質低下のおそれがないもの。

※汚泥、含水率 50%以上の堆肥・動物の排せつ物等は混合不可

- 普通肥料＋普通肥料（単独配合 ）… 指定配合肥料
- 普通肥料＋普通肥料（造粒）　　… 指定化成肥料
- 普通肥料＋特殊肥料 … 特殊肥料入り指定混合肥料
- 普通肥料＋土壌改良資材
- 特殊肥料＋土壌改良資材

} … 土壌改良資材入り指定混合肥料

（登録肥料又は届出肥料のみの配合であり、指定された材料のみ使用可。造粒も可。）